

# 機械警備業者の異常発報に基づく警察通報について

(昭和60年11月1日甲通達防第31号)

みだしのことについては、「機械警備業者の異常発報に基づく警察通報要領について」(昭和57年、甲通達防第5号)により運用しているところであるが、この度、警察庁から「機械警備業者からの警察機関への通報基準」が示された。よつて、今後の運用は、別添「機械警備業者の異常発報に基づく警察通報要領」のとおりとするので、速やかに関係警備業者と緊密な連絡体制を確立し、効果的な運用に配意されたい。

なお、「機械警備業者の異常発報に基づく警察通報要領について」(昭和57年、甲通達防第5号)は、廃止する。

別添

## 機械警備業者の異常発報に基づく警察通報要領

### 第1 警察通報基準

機械警備業者の基地局(以下「基地局」という。)において、異常発報を受信した場合は、警備業務の契約内容のいかんにかかわらず、直ちに現場へ警備員を派遣して事実の確認を行い、侵入形跡等異常(以下「侵入異常等」という。)を認めるときは、現場保存を行うとともに捜査、手配に必要な情報をいち早く警察機関へ110番通報(以下「確認通報」という。)により連絡すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、異常発報の受信と同時に警察へ110番通報(以下「即時通報」という。)により連絡すること。

- 1 押しボタン方式の発信器を設置する対象施設からの異常発報(金融機関を除く。)で、基地局から当該施設に電話連絡し、被害確認ができたとき、又は応答がない場合でも、対象施設、情報の種別、受信時間等から総合的に判断して、当該異常発報が、真実盗難等の事故の発生に伴うものであるとのがい然性が高いと認められるとき。
- 2 金融機関から異常発報を受信したとき。
- 3 二重発報(対象施設に2系統以上の発信器が設置され、その複数の系統から発報を受信した場合をいう。)があつたとき。
- 4 異常発報と前後して対象施設から異常事態発生の連絡が入るなど、現場での異常が警備員の派遣前に確認されたとき。
- 5 県警察本部又は警察署から犯罪の種別、期間(3箇月以内とする。)及び地域を特定して、文書等により即時通報の要請がなされたとき。

### 第2 連絡に当たつての留意事項

- 1 警察への連絡は、原則として110番により行うこと。
- 2 一般加入電話から「自動転送装置」を通して行う110番通報はしないこと。
- 3 基地局の指令業務担当者には、警察通報要領を徹底させること。
- 4 侵入異常等の際は、警察通報と同時に契約相手にも現場への臨場を要請すること。
- 5 確認通報を行う場合には、侵入異常等である旨をまず110番し、その後、捜査、手配に必要な情報を判明次第即報すること。

### 第3 誤報に対する措置

- 1 誤報が生じた場合は、その都度誤報の原因を調査し、機器の改善措置を講ずるとともに、その結果を速やかに110番通報先警察署に電話報告すること。
- 2 同一の対象施設で、続けて2回以上の誤報があつた場合又は同一の警備業者で誤報が多発した場合は、当該対象施設に係る誤報防止について抜本的な改善策を講じ、その結果を書面で110番通報先警察署を経由して警察本部(生活保安課及び通信指令課)へ報告すること。